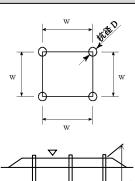
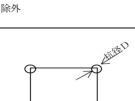


土木工事施工管理基準								
この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書（案）第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。								
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7	8	パーチカルドレーン工 （サンドドレーン工） （ペーバードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工）  締固め改良工 （サンドコンパクションバイル工）	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーバードレーンの杭径は対象外とする。
						杭 径 D	設計値以上	
						打込長さ h	設計値以上	全本数
						サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン サンドコンパクション バイルの砂投⼊量	—	全本数 計器管理にかえることができる。
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 （スラリー搅拌工）  「施工履歴データを用いた出来形管理要領第8編 （固結工（スラリー搅拌工）編）（案）」による 管理の場合	基 準 高 ▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認
						位 置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設置した杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認（掘起しによる実測確認は不要）
						杭 径 D	設計値以上	工事省に1回 施工前の搅拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)
						改 良 長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (毎尺計測による確認は不要)

新(令和7年10月改定版)										改定理由	
土木工事施工管理基準											
この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様(案)第1編1-1-25「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。											
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーバードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)  締固め改良工 (サンドコンパクション バイル工)		位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4点測定。 ただし、ペーバードレーンの杭径は対象外とする。		<p>ICTIに関する工理拡大</p> <p>ベーバードレーン工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン サンドコンパクション バイルの秒投入量</p> <p>全本数 計器管理にかかることができる。</p> <p>サンドコンパクションバイル工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>※余長は、適用除外</p>	
8	杭径 D	設計値以上	べーバードレーン工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。								
	打込長さ h	設計値以上	全本数								
		—	全本数 計器管理にかかることができる。								
			サンドコンパクションバイル工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。								
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工)  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 第8編固結工(スラリー攪拌工)・バーチカル ドレーン工編」による管 理の場合	基準高 ▼	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		<p>諸基準との整合及 ICTIに関する工理拡 大</p> <p>全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認(掘起しによる実測確認は不要)</p> <p>施工毎に1回 施工前の搅拌翼の寸法実測により 確認(掘起しによる実測確認は不要)</p> <p>全本数 施工履歴データから作成した杭打 設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)</p>	
	位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認(掘起しによる実測確認は不要)								
	杭径 D	設計値以上	施工毎に1回 施工前の搅拌翼の寸法実測により 確認(掘起しによる実測確認は不要)								
	改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打 設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)								

旧(令和7年3月改定版)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
2セメント施工 コンクリート打設工 シールド工事 ト・コンクリートダム・覆工コンクリート ト・内付けコンクリートを除く)	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び强度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び强度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20回~150回ごとに1回なる。テスビースは <del>打設場所で採取</del> する。 1回につき3個(♂7~3個、♂28~3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(♂3)を追加で採取する。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50t未満の場合には工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50t以上場合は、50t毎に1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭頭(場所打設工、梁上部工(析、床板、高欄等)、掩壁工(高さ1m以上)、商取工、護岸、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)  【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 道路橋示方書・同解説II鋼橋編(平成24年3月) 道路橋示方書・同解説IIIコンクリート橋編(平成24年4月)		
3既製杭工 材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	JIS又は設計図書による		【参考】 道路橋示方書・同解説IV下部構造編 JIS A 5372 JIS A 5373 JIS A 5525	○
3既製杭工 施工	必須	外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	【内周溶接部の目違い】 外径700mm未満: 許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下: 訸容値3mm以下 外径1,016mmを超えて2,000mm以下: 許容値4mm以下	・外径700mm未満: 上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下: 上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超えて2,000mm以下: 上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。			
3既製杭工 施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透深幅試験(溶剤除去性染色浸透深幅試験)	JISZ 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと 原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全局とする。	【参考】 杭基礎施工便覧(平成27年4月)			
3既製杭工 施工	必須	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1ヶ所から3ヶ所であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	【参考】 道路橋示方書・同解説IV下部構造編(平成24年3月) 杭基礎施工便覧(平成27年4月)		
3既製杭工 施工	その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1ヶ所から3ヶ所であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができます。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その深傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	【参考】 道路橋示方書・同解説IV下部構造編(平成24年3月) 杭基礎施工便覧(平成27年4月)		
3既製杭工 施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭(根固め) 水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中振り杭工法)、60% (プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数は一般に単槽では30本に1回、継続では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	【参考】 道路橋示方書・同解説IV下部構造編(平成24年3月) 杭基礎施工便覧(平成27年4月)		

新(令和7年10月改定版)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	改定理由
2セメント施工 コンクリート打設工 シールド工事 ト・コンクリートダム・覆工コンクリート ト・内付けコンクリートを除く)	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び强度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び强度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20回~150回ごとに1回なる。テスビースは <del>打設場所で採取</del> する。 1回につき3個(♂7~3個、♂28~3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(♂3)を追加で採取する。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50t未満の場合には工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50t以上場合は、50t毎に1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭頭(場所打設工、梁上部工(析、床板、高欄等)、掩壁工(高さ1m以上)、商取工、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)  【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 道路橋示方書・同解説II鋼橋編(平成24年3月) 道路橋示方書・同解説IIIコンクリート橋編(平成24年4月)		調査修正	
3既製杭工 材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	JIS又は設計図書による		【参考】 道路橋示方書・同解説IV下部構造編 JIS A 5372 JIS A 5373 JIS A 5525	○	適用範囲の明確化
3既製杭工 施工	必須	外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	【内周溶接部の目違い】 外径700mm未満: 許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下: 訸容値3mm以下 外径1,016mmを超えて2,000mm以下: 許容値4mm以下	・外径700mm未満: 上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下: 上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超えて2,000mm以下: 上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。		【参考】 道路橋示方書・同解説IV下部構造編 JIS A 5372 JIS A 5373 JIS A 5525		適用範囲の明確化
3既製杭工 施工	必須	外観検査(鋼管杭・H鋼杭)	JIS A 5525	【内周溶接部の目違い】 外径700mm未満: 許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下: 訸容値3mm以下 外径1,016mmを超えて2,000mm以下: 許容値4mm以下	・外径700mm未満: 上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下: 上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超えて2,000mm以下: 上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。		【参考】 道路橋示方書・同解説IV下部構造編 JIS A 5372 JIS A 5373 JIS A 5525		適用範囲の明確化
3既製杭工 施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JISZ 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと 原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全局とする。	【参考】 杭基礎施工便覧(平成27年4月)		【参考】 杭基礎施工便覧(平成27年4月)		適用範囲の明確化
3既製杭工 施工	必須	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1ヶ所から3ヶ所であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	【参考】 道路橋示方書・同解説IV下部構造編(平成24年3月) 杭基礎施工便覧(平成27年4月)		【参考】 道路橋示方書・同解説IV下部構造編(平成24年3月) 杭基礎施工便覧(平成27年4月)	適用範囲の明確化
3既製杭工 施工	その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1ヶ所から3ヶ所であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができます。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その深傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	【参考】 道路橋示方書・同解説IV下部構造編(平成24年3月) 杭基礎施工便覧(平成27年4月)		【参考】 道路橋示方書・同解説IV下部構造編(平成24年3月) 杭基礎施工便覧(平成27年4月)	適用範囲の明確化
3既製杭工 施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭(根固め) 水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中振り杭工法)、60% (プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数は一般に単槽では30本に1回、継続では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	【参考】 道路橋示方書・同解説IV下部構造編(平成24年3月) 杭基礎施工便覧(平成27年4月)		【参考】 道路橋示方書・同解説IV下部構造編(平成24年3月) 杭基礎施工便覧(平成27年4月)	適用範囲の明確化

## 旧(令和7年3月改定版)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
3既製杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭・セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい簡固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	供試体の採取回数は一般に単杭では30本(1回、繩杭では20本)に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm 【参考】道路橋示方書・同解説IV下部構造編(平成24年3月)		
2.7覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m~150mごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(φ7~3個、φ28~3個)とする。	【参考】[2012年制定]コンクリート標準示方書施工編	
3.0路上再生路盤工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時	【参考】舗装再生便覧(平成22年11月) 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)	
工種					写真管理項目			
					撮影項目	撮影頻度[時期]		
						摘要		
3.1土木工事共通編	2一般施工	7地盤改良工	9	1	固結工(粉末噴射搅拌工)(高圧噴射搅拌工)(スラリー搅拌工)(生石灰ハイドロカルボン酸)深度	位置・間隔 杭径 1施工箇所に1回(打込後)	1施工箇所に1回(打込前)	ただし、(スラリー搅拌工)において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編固結工(スラリー搅拌工)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。

## 新(令和7年10月改定版)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	改定理由					
3既製杭工	施工	その他	鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭(根固めセメントミルクの圧縮強度試験 JIS A 1108	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい簡固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	供試体の採取回数は一般に単杭では30本(1回、繩杭では20本)に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm 【参考】道路橋示方書・同解説IV下部構造編(平成24年3月)			適用範囲の明確化					
2.7覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m~150mごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(φ7~3個、φ28~3個)とする。	【参考】[2012年制定]コンクリート標準示方書施工編		誤記修正					
3.0路上再生路盤工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	当初及び材料の変化時	JIS A 1204	当初及び材料の変化時	【参考】舗装再生便覧(平成22年11月) 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)	諸基準との整合					
工種					写真管理項目				改定理由					
					撮影項目	撮影頻度[時期]								
						摘要								
3.1土木工事共通編	2一般施工	4基礎工	4	2	既製杭工(鋼管ソイルセメント杭)	写真管理項目			新規追加					
						撮影項目	撮影頻度[時期]							